

# 立教学院史資料センター規程

制定 二〇〇〇年一〇月一八日

施行 二〇〇〇年一〇月一八日

改正 二〇〇二年二月二七日

改正 二〇〇二年一二月四日

## (設置および名称)

第1条 本学に立教学院史資料センター（以下「センター」という）を置く。

## (目的)

第2条 センターは、立教学院の歴史および学院関係者の事蹟に関する資料の収集・保存、調査・研究などを通じて、本学院の発展に資することを目的とする。

## (事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理および保存
- (2) 調査・研究およびその成果の発表
- (3) 展示会、講演会、公開講座等の開催

(4) 資料の公開およびレファレンスサービス  
(5) 学院内における立教史の教育に関する業務  
(6) その他第2条の目的達成に必要な事項

## (センター長およびその職務)

第4条 センターに、センター長1名を置く。

1. センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。
2. センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。

3. センター長は、毎年度の終わりに、当該年度の事業経過ならびに次年度の事業計画案を総長に報告し、その承認を得なければならない。
4. センター長は、事業計画に変更の必要が生じた場合、速やかに総長に報告し、その承認を得なければならない。

第5条 センター長は、総長がこれを任命する。

1. センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 任期の途中で退任した場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営委員およびその職務)

第6条 センターに運営委員若干名を置き、次の区分により総長が任命する。

大学 5名

池袋中学校・高等学校 1名

新座中学校・高等学校 1名

小学校 1名

学院本部 1名

その他センター長が特に指名する者 校友

2. 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 運営委員は、運営委員会を構成し、センターの運営にあたる。

### (運営委員会)

第8条 センターに運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

3. 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) センターの管理運営に関する事項

(2) センターの研究・事業内容に関する事項

その他必要と認める事項

### (研究員)

第9条 センターには、その事業に従事する研究員若干名を置く。

2. 研究員は次の区分により総長が任命する。

(1) 本学院の教職員のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者

(2) 本学院の教職員以外のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者

3. 研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (学術調査員)

第9条の2 センターに学術調査員を置くことができること。

### (事務局)

第10条 センターに事務局を置く。

### (改正)

第11条 本規程の改正は、運営委員会の議を経て総長がこれを行ふ。

附則 この規程は、二〇〇〇年一〇月一八日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇二年四月一日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇一年一二月四日から施行する。